

《 真岡市工場立地法準則条例の概要 》

令和2年4月1日一部改正

1. 趣 旨

第2次地域主権一括法（平成23年8月10日公布）による工場立地法の一部改正により、同法に規定される緑地、及び緑地を含む環境施設（以下「緑地等」という。）の面積率に関する準則の策定に係る権限が全ての市に移譲されたため、真岡市においても工場用地の有効活用の促進、企業の活性化及び定着を図るために、緑地等の面積率を緩和する「真岡市工場立地法準則条例」を制定しています。

2. 内 容

- 対象区域並びに緑地等の面積率(条例第3条)

区域の範囲	緑地面積率	環境施設面積率 (含む緑地)
工業専用地域 大和田産業団地	5%以上	10%以上

- 緑地が他の施設と重複する場合の緑地の面積率(条例第4条)

・建築物の屋上緑化施設や芝生とブロックを組み合わせた駐車場等、他の施設と重複して設置された緑地については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の50%を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することが出来ない。

- 敷地が他の区域にわたる場合の適用(条例第5条)

・工場の敷地が条例第3条に規定する区域以外の区域を含む場合は、当該特定工場の敷地面積に占めるそれぞれの区域の敷地割合に基づき、対象区域の敷地割合が高いときは、当条例の規定を適用し、他の区域の敷地面積割合が高いときには、当条例の規定を、その敷地の全部に適用しない。

《条例第3条について》

(例) 市内工業団地において、敷地面積10,000㎡の工場が、緑地の面積を2,000㎡、緑地以外の環境施設的面積を500㎡で法の届出をしていた場合
→市準則値を適用し
緑地500㎡、緑地以外の環境施設500㎡とすることが可能。

《条例第4条について》

(例) 敷地面積が10,000㎡の工場における重複緑地
→ 必要な緑地面積 500㎡ のうち、屋上緑化や緑化ブロック等で整備された従業員駐車場は、250㎡まで緑地として算入可能

《条例第5条について》

(例) 工業団地と団地区域外にまたがり工場敷地となっている場合の条例の適用

- ①工業団地に属する敷地面積が6,000㎡で、団地区域外に属する敷地面積が4,000㎡の場合
→ 工業団地の面積割合が高いため、本条例の準則値を適用
・敷地面積・・・10,000㎡
・緑地面積・・・500㎡以上
・環境施設(含緑地)・・・1,000㎡以上
- ②工業団地に属する敷地面積が4,000㎡で、団地区域外に属する敷地面積が6,000㎡の場合
→ 団地区域外の面積割合が高いため、本条例の準則値を適用しない(法準則値を適用)
・敷地面積・・・10,000㎡
・緑地面積・・・2,000㎡以上
・環境施設(含緑地)・・・2,500㎡以上